

鳥取県国民健康保険団体連合会通常総会議事録

招集年月日	令和2年7月30日(木)午後1時00分から
招集場所	鳥取市末広温泉町556 白兔会館2階「飛翔の間」
出席会員	深澤会員(竹間部長) 伊木会員(朝妻部長) 石田会員 伊達会員(中村部長) 西垣会員 矢部会員(書面) 金兒会員 吉田会員(岩見副町長) 松浦会員 宮脇会員 小松会員 松本会員 中田会員 竹口会員 陶山会員 森安会員 中村会員 塚田会員 白石会員 米川会員(小林次長) 平井会員(西尾課長)
欠席会員	なし
来賓	なし
事務局出席者	小倉常務理事 山田事務局長 山本事務局次長 古井事業推進課長 入江審査課長 石本総務課課長補佐 井木総務課係長 田口総務課主事
会議の記録者	石本総務課課長補佐
日程	1. 開会 2. 理事長挨拶 3. 鳥取県国民健康保険団体連合会理事長表彰 4. 被表彰者謝辞 5. 議長選任 6. 議事録署名会員選任 7. 議案審議 8. その他報告事項 9. 閉会
報告事項	報告第1号 鳥取県国民健康保険団体連合会職員の出向に関する規則等の一部を改正する規則について 報告第2号 鳥取県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則等の一部を改正する規則について 報告第3号 令和2年度鳥取県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正(第1回)の専決処分について 報告第4号 令和2年度鳥取県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正(第1回)の専決処分について ○公費負担医療等に関する報酬等支払勘定 報告第5号 令和2年度鳥取県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正(第1回)の専決処分について ○公費負担医療等に関する報酬等支払勘定
議決事項	議案第1号 令和元年度鳥取県国民健康保険団体連合会事業報告認定について 議案第2号 令和元年度鳥取県国民健康保険団体連合会決算認定について 議案第3号 令和2年度鳥取県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正(第2回)について

- 議案第 4 号 令和 2 年度鳥取県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（第 2 回）について
○業務勘定
○公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- 議案第 5 号 令和 2 年度鳥取県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（第 2 回）について
○業務勘定
- 議案第 6 号 令和 2 年度鳥取県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（第 1 回）について
○業務勘定
- 議案第 7 号 令和 2 年度鳥取県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（第 1 回）について
○業務勘定
- 議案第 8 号 令和 2 年度鳥取県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（第 1 回）について
○業務勘定

開 会

山本事務局次長 午後 1 時 0 0 分、開会を告げる。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから鳥取県国民健康保険団体連合会通常総会を開催させていただきます。

まず、本日の出席者数をご報告いたします。

本会の総会会議規則第 6 条で、「会議は会員の定数の半数以上の者の出席で開くことができる」旨が定められております。

本日、会員 21 名中、本人出席 14 名、代理出席 6 名、欠席委任状 1 名でございますので、会議が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、石田理事長がご挨拶を申し上げます。

理事長挨拶

石田理事長 皆さん、こんにちは。各構成員の皆さんには、大変ご多忙の中、ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。心より御礼申し上げます。

また、日頃は当連合会の運営につきまして、ご支援、ご協力をいただいておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

それぞれ皆さん方には、新型コロナウイルス感染症対策に日夜ご尽力をいただいていることと思います。最近になって、連日新規感染者が出る、そういう状況になっておりまして、非常に切迫した状況になってきているのではないかなど心配をしているところでもあります。ぜひ、これ以上感染が拡大しないように、お互い努力をしながら、感染拡大防止と経済活動の両立に向けて努力をしていきたいと思っております。

当連合会といたしましても、県の事業受託を受けて医療従事者等への慰労金ですとか感染防止対策費用支援金の支給業務などの実施に当たらせていただいているところでありますし、既に全国に先駆けて組織をいたしました在宅保健師の会の皆さんのご協力をいただいて、保健所の支援業務にも当たらせていた

だいているところであります。この活動については、全国的にも高い評価をいただいているところであります。在宅保健師の会員の皆さんに心から感謝を申し上げたいと思っているところでございます。

その一方で、本来業務の国保事業につきましては、少子高齢化、人口減少という非常に大きなトレンドの中で、社会保障の見直し改革、高齢者人口が最も多くを占める2040年に向けて改革が迫られているところであります。先般取りまとめられた骨太の方針の中でも、健康寿命の延伸、健康づくりへの取組ということが大きなテーマとして上げられているところであります。

昨年の国民健康保険法の改正の中でも、この国保連合会の業務として、健康づくりについてのデータヘルス事業への取組ということも明確に位置づけられたところであり、こうしたことを受けて当連合会といたしましても健康・医療データ分析センターの設置をいたしまして、それぞれの保険者の皆さんへの支援に当たることとしたところでございます。後ほどの事業報告の中でもこの辺りについて、またご報告をすることになろうかと思っておりますけれども、ぜひご利用いただいて、それぞれの保険者の皆さんの健康づくりに貢献できればと考えているところでございます。

今日は議題といたしまして、令和元年度の事業報告、決算及び今年度の補正予算等々についてご報告を申し上げる予定にしております。慎重審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。本日はありがとうございます。

(拍手)

山本事務局次長 ここで、会議に先立ちまして、国保連合会理事長表彰を行いたいと存じます。準備が整いますまで、少しお待ちいただけたらと思います。

お待たせいたしました。ただいまから国保連合会理事長表彰を行います。この表彰は、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険事業等の運営にそれぞれのお立場でご尽力をいただき、功績のありました団体及び個人の方々を本会理事長表彰とさせていただきます。

お手元にお配りしております被表彰者名簿に沿って進めたいと思いますので、お名前を申し上げましたら、恐れ入りますが、その場にて、ご起立をお願いいたします。

表彰式

団体の部	表彰規則第2条第1項第1号該当者	1名
個人の部	第1項第2号該当者	なし
	第1項第3号該当者	2名
	第1項第4号該当者	5名
	第1項第5号該当者	8名
	第1項第6号該当者	2名

山本事務局次長 表彰は以上でございます。

被表彰者謝辞

山本事務局次長 それでは、表彰を受けられた方々を代表いたしまして、国民健康保険診療報酬審査委員会副会長、下村様から謝辞がございます。

(下村国保診療報酬審査委員会副会長) 国民健康保険の審査員をしております下村と申しますが、代表して今回の表彰のお礼を申し上げたいと思います。

本日は、通常総会におきまして、団体1名、個人17名、それぞれ国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険事業者、それぞれふだんの仕事を評価していただきまして、このような栄えある、名誉ある表彰をしていただきますこと、本当にありがとうございます。

先ほども話がありましたとおり、昨日もコロナの患者が2人出ました。医療や介護におきましてもこのコロナ禍において多大なる影響を受けておりますけれども、国民のためになお一層それぞれの方面で努力、精進してまいりたいと思いますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほうをよろしくお願いいたします。

短いですが、これでお礼の挨拶とさせていただきます。どうも、本日はありがとうございました。(拍手)

山本事務局次長 ありがとうございました。

以上をもちまして表彰式を終了いたします。

引き続き、通常総会に入らせていただきますが、会場整理を行いますので、少しお待ちください。

山本事務局次長 それでは、総会を再開いたします。

会議次第に従いまして進めさせていただきます。

議長の選任でございますが、総会会議規則第3条に、「議長は会議の都度、出席会員の中から選任する。選任されるまでは理事長が仮議長となる」旨が定められておりますので、石田理事長に仮議長をお願いいたします。

仮議長 それでは、議長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

議長の選任方法についてお諮りいたしますが、私にご一任いただくということでいかがでしょうか。

会員 異議なし。

仮議長 よろしいでしょうか。

それでは、私のほうで指名をさせていただきます。

岩美町の西垣町長さんをお願いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

西垣会員 ただいま議長に選任をされました岩美町の西垣でございます。ご指名でありますので、議長を務めさせていただきますと思います。会員の皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

議長 それでは、早速ではありますが、議事録署名会員の選任を行いたいと思います。総会会議規則第28条に「議長が指名をする」旨が定められておりますので、指名をさせていただきますと思います。

琴浦町の小松町長さんと南部町の陶山町長さんのお二人をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 続いて、議案審議に入りますけれども、事務局は説明に当たりまして、

通常総会議長選任

議事録署名会員の選任

議案審議

簡潔に要領のよい説明をしていただきますようお願い申し上げます。

まず、報告事項であります。去る7月9日の理事会で議決をされた事項について、一括して議題といたします。

事務局は、報告第1号、鳥取県国民健康保険団体連合会、以後、「国保連合会」と申し上げますけれども、「国保連合会職員の出向に関する規則等の一部を改正する規則について」から、報告第5号「令和2年度国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（第1回）の専決処分について」までを一括して説明してください。

山田事務局長 事務局長の山田でございます。お手元の説明資料を用いて説明させていただきたいと思っております。また、この説明資料の括弧には議案書のページを記入しておりますので、併せてご確認願います。

報告第1号、職員の出向に関する規則等の一部を改正する規則について。出向職員の復帰時における処遇について、調整が必要と認められる理由がないため、調整できる旨の条項を「職員の出向に関する規則」と「職員給与規則」から削除いたしました。

報告第2号、特定健診・特定保健指導等に関する費用支払規則等の一部を改正する規則についてでございます。医療費データ等を活用した分析機能の強化を図り、保健事業を推進するため、特定健診、介護、医療のデータ保存期間を10年間と定める改正を行いました。一部改正した規則は2内容（2）にございますア、イ、ウでございます。

報告第3号、令和2年度一般会計歳入歳出予算補正（第1回）の専決処分についてでございます。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の一環として、医療機関などの医療従事者への慰労金の支給と、医療機関等で感染拡大防止等の取組への支援金を支給する事務の一部、申請受付と慰労金等の振込事務を県からの委託に基づきまして行うもので、その事業費として72億円強の予算補正をしたものでございます。

報告第4号、令和2年度診療報酬審査支払特別会計の歳入歳出予算補正（第1回）の専決処分についてでございます。新型コロナウイルス感染症等に係る自己負担分診療費が公費適用となったことから、公費負担医療について歳入歳出4,100万円強の予算補正をしたものでございます。

報告第5号、令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計の歳入歳出予算補正（第1回）の専決処分についてでございます。報告第4号に関連し、後期高齢者に係る公費負担医療について、歳入歳出ともに3,000万円強を予算補正したものでございます。

報告は以上でございます。

議長 ただいま事務局から報告事項について説明がございました。

いずれも既に理事会で決定がなされているものではありませんけれども、質疑等はございませんでしょうか。

会員 なし。

議長 質疑がないようですので、このとおり承認することにご異議ございませ

議 決 事 項

んか。

会員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第5号までの報告事項については、原案のとおり承認することに決定をいたします。

議長 続いて、議決事項に入ります。

まず、議案第1号及び議案第2号について、令和元年度決算関連でありますので、一括して議題としてよろしいかお諮りをいたします。よろしいでしょうか。

会員 異議なし。

議長 ご異議がないようでありますので、議案第1号「令和元年度国保連合会事業報告認定について」と議案第2号「令和元年度国保連合会決算認定について」を一括して議題といたします。

事務局は説明をしてください。

山田事務局長 議案第1号、令和元年度事業報告認定についてでございます。4ページになります。また、議案書は17ページになります。

元年度事業につきましては、おおむね計画どおりでございました。また、健康保険法等の一部改正により、連合会の役割として、健康寿命の延伸に向けた生活習慣病をはじめとする各種予防など市町村が行う保健事業と連携し、健康寿命延伸に向けた生活習慣病をはじめとする各種予防など、市町村が行う保健事業と連携したKDBシステムなど、データ分析、また、評価など効果的な取組を推進することが明確化されております。

令和元年度の事業運営に当たりまして、審査業務改革をはじめ連合会を取り巻く環境が大きく変化する中で、平成30年に策定した令和5年度を見据えた「保険者と歩む事業推進アクションプラン」を評価し深化させ、4つの柱の中に、ビッグデータの利活用などを盛り込み、保険者や被保険者に視点を置き、事業を計画的に展開してまいりました。

また、昨年度はKDBシステムなど機器更改を行いました。現在、安定的な運用を行っているところでございます。

事業報告におきましては、重点項目としていた事業を中心に、特筆すべき内容のみ説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、(1)番「予防・健康づくりの拡充・強化」でございますが、昨年度、鳥取大学・連合会・県が協定を結び、保険者ニーズに対応しながらデータから健康課題を掘り起こし、分析結果を保険者の保健事業に反映する基盤を固めてまいりました。

次のページをお願いいたします。③でございます。7ページ、別紙1も併せてご覧いただきたいと思っております。昨年10月に米子市内で、いきいき健康づくり日本一プロジェクト、健康づくりセッション2019を開催いたしました。このイベントでは、鳥取大学の萩野教授によるロコモ・フレイルについての公開講座や、ロビーで運動処方体験などを行い、約350名の参加をいただいたところでございます。

④といたしましては、8ページ、別紙2も併せてご確認願います。保険者が行う保健指導などを活用いただくために、糖尿病性腎症重症化リスクの高いもののリストを作成及び提供し、活用いただいたところがございます。

また、⑤といたしまして、KDBシステムの機能を活用した重複多剤投与者対策の実施でございますが、9ページ、別紙3も併せてご覧いただきたいと思っております。KDBシステムの機能について、保険者を巡回し、操作説明を実施してまいりました。また、マニュアルが分かりにくいという意見をいただいております。分かりやすい操作マニュアルを作成し、誰でもデータを活用できる体制を整えております。また、重複多剤投与対策といたしまして、京都大学と連携し、高齢者に着目した対象者リストを作成し、保険者の事業展開を支援してまいりました。

(2) 番「保険者共通事務の共同化」でございます。特定健診の受診勧奨の参考といたしまして、未受診者リストを作成し、保険者へ提供し、受診率向上の支援などを行ってまいりました。また、表にございますけれども、第三者行為求償事務について、直接請求の取組強化につなげるため、研修会や巡回相談を行ってまいりました。この参考資料につきましては、平成30年度と令和元年度を比較したものでございます。決定金額を見ていただきますと、元年度は140万、30年度は12万と、130万円ほど効果が出ております。

(3) 番「審査支払事務の充実・高度化への対応」でございます。システムチェック項目を拡充し、審査支払事務の充実・高度化を推進してまいりました。また、あはき療養費、はり・きゅう・あんまマッサージの審査でございますが、あはき療養費審査委員会を設置し、適正かつ公平に審査を行いました。また、レセプト二次点検など、保険者事務のスリム化や介護給付費の適正化に取り組んでまいりました。

議案書本体のほうの30ページをお願いいたします。この表でございますが、これは連合会がレセプトを受付し審査した状況でございます。審査の結果になります。総合計の欄をご覧いただきたいと思っております。昨年は約470万件のレセプトを受付し審査いたしました。審査した結果といたしまして、査定でございますが、約3,300万点の減点、金額にいたしまして3億3,000万円の減額となっております。

また、36ページをお願いいたします。この表は、介護給付費の適正化事業として、本会で縦覧点検と、医療レセプトと突合した点検の状況でございます。縦覧点検では約9,300件を点検し、効果額は1,200万円でございます。突合点検では、5万件ほど点検いたしまして、約400万円の効果が出ております。

説明資料のほうに戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

(4) 番「組織体制の整備と効果的な運営」でございますが、新たに創設いたしましたICTやAIを活用した審査業務の高度化・効率化のための積立資産への積立てを行うとともに、主要システム更改時の財源確保に備え、積立金の効果的、また計画的な活用に向けた取組を行ってまいりました。また、特定健

診システムの更改に備え、手数料見直しを行い、経常経費縮減や事業見直しに努めてまいりました。

③広報活動の強化でございますが、10ページ、別紙4も併せてご確認願います。広報媒体の特性を生かし、積極的な広報活動を行ってまいりました。予防・健康づくりなどへの取組を推進するためテレビCMなどを用い、また、けんこう川柳コンテストを開催いたしまして、健康への関心を深めてまいったところでございます。さらに、ホームページ等を一新するなどして、広報機能の強化を図ってまいりました。なお、事業の分野別の事業状況につきましては、議案書22ページ以降にありますので、後ほどご確認願います。

続きまして、11ページお願いいたします。議案第2号、令和元年度の決算認定についてでございます。一般会計と支払勘定を除く特別会計の決算の概要でございますが、歳入総額は14.2億円、歳出総額は12.5億円となっております。歳入につきましては、結核・精神に係る特別調整交付金の申請資料作成など、新たな受託事業収入や保健事業負担金の見直しを行ったこと、また、システム更改に係る積立金の取崩しや国庫補助金の増額により、昨年に比べ約1.5億円の増額となっております。

歳出につきましては、前年に比べ約1.49億円増額しておりますが、経常経費の縮減に努めるも、KDBシステムなどの機器更改に係る調達経費が主な要因でございます。

歳入歳出差引額は1.7億円で返還額はなかったことから、実質繰越額は同額の1.7億円となっております。今後、大規模なシステム更改への対応やビッグデータの活用による保健事業の展開や保険者事務の共同化を推し進めるため、引き続き経費節減と適正な予算執行、また、健全な財政運営に取り組んでまいります。

支払勘定の決算状況でございますが、2の表でございます。昨年に比べ約28億円増えておりますが、また別の資料でこの原因について後ほど説明させていただきます。

3の積立金の残高でございます。財政調整基金積立資産は、手数料の10%を上限に、洗い替え方式による積立資産でございますが、昨年に比べ約200万円ほどマイナスとなっております。また、減価償却引当資産でございますが、後期システム、KDBシステム、介護システムなどのハード機器調達やソフトウェア開発などの経費に充当するために積立金を取崩しておりますが、計画どおり積立てを行ったところでございます。

この資料の最終ページをお願いいたします。この表は、本会が保有する主なシステム、全部で11ほどございますけれども、システム別の積立計画表でございます。左の列上段のほうに過年度に調達いたしました額、そして下段のほうには次期調達予定額を記載しております。また、高度化への対応、クラウド化など、今後の見通しが不透明なため、前回の調達額を仮置きしております。国保総合システムのほうをご覧いただきたいと思います。現在、審査支払機能の在り方が検討されております。予断を許されない状況でございますけれども、

毎年度、過年度調達額を基に減価償却引当資産を積立て、更改予定年度であります令和5年度におよそ2億3,000万円を取崩し、整備する予定としております。

12ページに戻っていただきまして、この表は事業運営別の性質、歳入の決算状況でございます。主な歳入の項目については、前年と比較した資料になります。1億5,000万ほど増えております。増減の主な要因については、連合会補助金、繰入金の増額などが要因となっております。

次のページをお願いいたします。この表は、性質別の歳出決算の状況でございます。総額で約10億5,000万円弱でございますが、昨年に比べ1億6,000万円ほど増えております。増減の主な理由といたしましては、人件費やシステム導入費などの委託料のほか、減価償却引当資産への積立てなどが主な要因でございます。

次のページをお願いいたします。各会計の支払勘定を除く、業務勘定の状況についてまとめたものでございます。全体的に昨年に比べ入出ともに前年比増となっており、次期繰越額の合計は、約1億7,000万円強となっております。会計別の収入、支出の決算額は、この資料のBの列とCの列でございますが、まず、1の一般会計から6の特定健診・特定保健指導等事業特別会計では、主にシステム更改等に係る積立金の繰入収入、また、システム更改に係る支出が主な要因でございます。また、7の役職員退職手当積立金特別会計は、収入、支出ともに1,400万円強となっております。収入は各会計からの繰入金で、1名の退職者への手当と退職給付引当資産に支出しております。

次のページをお願いいたします。これは予算との比でございます。収入では、支出減により積立金の取崩し額が減ったこと、また補助金が増えたことなどによります。支出では各会計共通して人件費、これは育児休暇職員がいたこと、また、退職者の補充ができなかったことによります。また、システム更改等で入札残や経常経費の削減によるもののほか、予備費の不執行が大きな要因となっております。特に2の診療報酬審査支払特別会計では、資格過誤調整に係る保険者間調整の受入れや支出が推計困難ということもありまして、大きな額となっております。また、4の介護保険事業関係特別会計の主治医意見書料、これは医療機関からの請求支払になりますが、推計が難しく、入出ともに大きな額となっております。

次のページをお願いいたします。支払勘定の決算の概要でございます。5会計でございます。1の国保診療報酬では8億1,000万円ほどマイナスとなっておりますが、被保険者数も年々減ってきておりまして、これも一因と思われまます。2の公費負担医療では、1億4,000万ほどマイナスとなっておりますが、30年度末で指定公費が終了したことが大きな要因でございます。また、7の後期高齢者医療の診療報酬は、医療の高度化や消費税率改定による診療報酬改定などが増加の要因と考えられます。また、10の介護保険の公費負担医療でございますが、900万円ほどマイナスとなっておりますが、生活保護者への報酬が昨年に比べ約970万円減っております。支払額の合計は、2,0

17億4,700万円強、昨年度に比べ28億4,000万円ほど増えております。

17ページをお願いいたします。この表は、全ての会計の歳入歳出等を一覧表にしたものでございます。歳入合計2,031億8,000万円強、歳出合計2,029億9,000万円、差引き1億8,300万円強、令和2年度への繰越額になります。

また、続いて、別冊に財政状態及び事業活動状況の資料を用意しておりますので、こちらをご用意願います。元年度末の正味財産増減額は、約1,500万円プラスとなっております。また、正味財産額は22億1,800万円ほどとなっております。この表は、勘定式の貸借対照表でございます。借方が資産の内訳、また貸方が負債及び正味財産の内訳となっております。これ、合計が書いてございませんけれども、約23億9,383万円となっております。また、正味財産の1,500万円の増についてでございますが、1ページをお願いいたします。これが報告式の貸借対照表でございますが、この下段に正味財産の欄がございます。元年度末と前年度末との差、これが1,500万円となっております。そのほか、この財務諸表の資料は、貸借対照表、正味財産増減計算書、収入支出計算書など、元年度の財政状況を会計別に示したもののほか、財産目録になりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

議案第1号と議案第2号についての説明は以上でございます。ご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま事務局の説明がありましたけれども、令和元年度の各会計決算について、監事さんによる監査が行われておりますので、監査報告をお願いいたします。

中村監事さん、よろしくをお願いいたします。

中村会員 私のほうから監査報告を申し上げたいと思います。監事に当たりましては、三朝町長の松浦様、そして若桜町長の矢部様、そして私と3人ということでありまして、令和2年6月25日に監査を実施しましたので報告をさせていただきますと思います。説明資料でいきますと18ページ、本書でいきますと144ページのほうに記載してありますのでご覧いただければと思います。そうしますと監査報告書、令和元年度鳥取県国民健康保険団体連合会一般会計、診療報酬審査支払特別会計、後期高齢者医療事業関係業務特別会計、介護保険事業関係業務特別会計、障害者総合支援法関係業務等特別会計、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計及び役職員退職手当積立金特別会計でございますが、6月25日に諸帳簿等関係書類等監査をさせていただきました。いずれも正確に処理されているということを認めまして、本会で報告をさせていただきますと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま令和元年度事業報告及び各会計決算についての説明と監査報告がございましたけれども、質疑等はございませんでしょうか。

会員 なし。

議長 よろしいですか。

松本町長さん。

松本会員 先ほど説明を受けましたが、15ページのこの支払勘定を除く決算総括表の中で、人件費のお話がありました。どの科目も会計もマイナスになっておるのですが、その中で、採用しなかったというようなお話がちらっとあったような気がするのですが、これは人が要らないということ、もうこれでできておるということであれば採用する必要はないのではないかなと、こう思ったということが1点と、それから、次のページの支払勘定ですが、28億ほど増えております。その中で、特に後期高齢者が23億弱ということでもかなり増えておるのですが、なぜこうやって増えてきたのかということをお話ちょっと教えていただければと思います。

山田事務局長 まず、最初のほうでございますけれども、人件費の減についてでございますが、産休、また育児休暇で休業しておる職員が1名ございました。また、併せて保健師1名が退職いたしまして、補充のほうを一生懸命努力しておりましたけれども、補充のほうができおりませんでした。その代わりというところちょっとあれですけども、臨時の保健師さんを2名採用いたしまして、保健事業の遅れのほうを取り戻したところでございます。そういったことが原因で人件費のほうは減となっております。

次に、支払額のほうでございますけれども、後期高齢のほうにつきましては、国保にも影響することですけれども、まず、昨年10月に消費税の改定が行われました。それに伴いまして診療報酬改定が行われ、まず、医療費の単価というものが増額になったことがございます。また、高額な医薬品等が出てまいりまして、医療の高度化というものがございまして、このようなことで二十何億というような額が増えたということです。後期につきましては、あと、被保険者数のほうも若干増えておりまして、それも原因でございます。

議長 よろしいでしょうか。

松本会員 保健師さんが辞められて臨時で対応したということです。今年度はどうなのですか、もう採用になったのですかね。

山田事務局長 はい、保健師2名採用いたしました。

松本会員 1名辞められて、2名採用したと。

山田事務局長 すみません、1名退職しまして、昨年度、保健師が、また1名退職いたしまして、保健師2名退職しており、その2名を補充して、この4月から採用して活躍いただいております。

松本会員 分かりました。

それから、後期高齢がこれから増えてくると思うのですが、もうずっとこうやってかなりの費用が費やされるということになるわけですが、今、後期高齢は広域連合でやるとのことですが、こうやって会計を持っておるということがあれば、例えば国保連合会が受けてやるとか、そういうことにして、そういう保健指導等もできるようにしていくということも必要ではないかなと。今すぐできるとは思いませんけど、そういうことも必要ではないかなと思って

おりまして、ちょっと発言させていただきました。

山田事務局長 ありがとうございます。連合会のほうといたしましても、後期広域連合などと連携しながら、受託できる事務について、連合会のほうでもお手伝いできるようにお話ししながら、事務の簡便化を図っていくように提案して、連合会で受託するような形、特にデータ分析とかそういったものなど、連合会のほうでやっていきたいと思っているところでございます。今後も広域連合とも話をしながら、受託できるものは受託し、広域連合のほうの事務のダウンサイジングのほうを図っていきたいと思っております。

松本会員 もう1点、後期高齢ですけど、我々組織しとるわけですが、実際にそこに出来るのは市長さんと、それから町村会の会長さんが、たった2名しか執行部として出られない。そして、中のほうが、議会はそれぞれの議会の代表の方が出られるということで、あまり首長さんが関わる機会がないかなと、こう思っております。今別々にやっておるのですが、やはり1つにして、この中で話をしていくというようなことが必要ではないかなと、こう思っております。また、再度ちょっと発言をさせていただいたわけでありまして。

小倉常務理事 ありがとうございます。後期高齢と国保連合会、組織が違うというのが一つございますので、ただいいただいた意見、後期高齢のほうにもお伝えしたいと思っております。

いずれにしても、県民、市町村民の方々、被保険者の方々と同じエリアで生活されておりますし、同じ施策の下でフォローしていくということが必須だと思っております。我々としても後期と一緒に、保健指導をやったり、また、データ分析をやったり、そういったスクラムを組んだ取組をこれからも進めていきたいと思っております。

議長 よろしいでしょうか。

ほかにご質疑等はございますでしょうか。よろしいですか。

質疑等ないようでありますので、議案第1号と議案第2号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

会員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「令和2年度国保連合会一般会計歳入歳出予算補正（第2回）について」から、議案第8号「令和2年度国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（第1回）について」まで、これはいずれも令和2年度予算補正関連でありますので、一括して議題としてよろしいでしょうか。お諮りをいたします。

会員 異議なし。

議長 ご異議がないようでありますので、事務局から一括して説明してください。

山田事務局長 資料19ページでございます。議案第3号から第8号についてご説明いたします。

一般会計及び業務勘定で、総額、合計の欄でございますけれども、9,90

0万円強の増額補正をお願いしたいとするものでございます。いずれも繰越金の額が確定いたしましたので、歳入で繰越金の増額、また、歳出で予備費の増額補正をするものでございます。第3号の一般会計から第8号の特定健診特別会計の補正額、補正後の額については記載のとおりでございます。

また、議案第4号の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定でございますが、令和元年度の不用額を返還するため、180万円の増額補正をするものでございます。

議案第3号から第8号の説明については以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま議案第3号から議案第8号についての説明がございました。

ご質疑等はございませんでしょうか。

会員 なし。

議長 質疑がないようでありますので、議案第3号から議案第8号について、原案のとおり承認をすることにご異議ございませんか。

会員 異議なし。

議長 ご異議がないものと認め、原案のとおり承認をすることに決定いたします。

そ の 他

議長 次に、その他報告事項に入りたいと思います。

1「『保険者と歩む事業推進アクションプラン』の令和2年度改訂（案）について」から、5「次期国保総合システムの検討状況について」まで、一括して事務局から説明をお願いします。

山本事務局次長 事務局次長の山本と申します。よろしく申し上げます。

そうしますと、別冊のその他報告事項という冊子のほうをご覧いただきたいと思っております。

まず、最初に1ページ「保険者と歩む事業推進アクションプラン」の令和2年度改訂（案）についてということでございますが、アクションプランにつきましては、平成30年8月に策定しまして、新たな課題に対応するために毎年度PDCAサイクルを回して取組を深化させていくこととしているところでございます。このたび、元年度中の進捗状況を確認するとともに、策定後の状況変化も踏まえて、令和2年度の改訂をしたいと考えておるところでございます。令和元年度の進捗状況につきましてはこちらに記載のとおりでございますけれども、おおむね計画どおりに進捗しているところでございます。

それから、令和2年度の改訂のポイントというところでございますけれども、太字のところを見ていただきますと、①健康・医療データ分析センターの設置ということでございまして、連合会が保有するビッグデータを活用した健康医療データ分析センターを設置し、保険者の抱える健康課題に対し、幅広い角度からエビデンスに基づいた分析を行い、効果的な健康づくりを展開していくこととしているところでございます。

②高齢者の保健事業と介護予防の一体化実施ということでございまして、このたびの法改正に伴いまして、疾病の重症化予防やフレイル対策など、高齢者

の保健事業と介護予防の一体的実施を行うための支援を行うなど、市町村と一緒に住民へのヘルスサポート事業を推進していくこととしております。

それから、(2)の①保険者共通事務の広域的な事務体制の整備の拡充でございますけれども、がん検診の支払代行とか、結核・精神レセプトの抽出、二次点検など、業務を総合的に受託し、ダウンサイジングを推進することとしております。

②審査業務の一層の充実・高度化の推進につきましては、例えばコンピューターチェックの拡充を一層推進ということがございまして、審査委員会などと連携してこの作業を進めているところでございます。

最後に(3)その他①感染症の拡大防止に係るBCPの策定でございますけれども、新型コロナを契機に連合会としての感染症の拡大防止に係るBCPを策定しまして、災害時と併せた取組を行うこととしてしているところでございます。

1ページについては以上でございます。

2ページと3ページのほうをご覧くださいと思います。こちらのほうは個別に進捗管理をしているところでございまして、記載のとおりでございまして、詳細のほうは後ほどご確認いただければと思っております。

続きまして、4ページのほうでございます。4ページは、このたびの2年度の改訂の内容についてまとめたものでございます。このように必要な見直しを行っていきたいと考えているところでございます。

1番目のアクションプランについては以上でございます。

入江審査課長 続きまして、5ページ、新型コロナウイルス感染症対策の影響について、2点ほど報告をさせていただきます。審査課長の入江と申します。

まず1点目ですが、医療費・介護給付費への影響についてでございます。請求件数、請求額の状況、令和2年3月審査から6月審査までを集計して、前年同月と比較、また、全国の値とも比較をしたもので、表を見ていただければと思います。

医療では、全国と比べてやや緩やかでありますけれども、本県においても内科、歯科で約10から20%程度の減少が見られました。特に歯科では6月審査の請求件数は約20%の減少となっております。これは新型コロナウイルスの感染を警戒した利用控えが原因かと思われま。

介護では、短期入所生活介護の請求件数が約25%減と目立っておりますので、個別に表を作成させていただいております。

また、その下のほうのマップですけれども、こちらは費用の対前年度減少状況を市町村別に表したものでございます。

また、この状況の中での連合会の役割でございますけれども、経営にダメージがある医療機関等への立て直し等に対しての国の対策として、診療報酬等の概算前払い事業支払、こちらは5月診療分の概算前払いとして、申請があった医療機関への支払を6月に実施をしております。

また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業といたしまして、県からこの事業の申請受付、それから支払業務を受託いたしまして、7月21日から

開始したところでございます。多くの問合せをいただいておりますところでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。2点目になりますけれども、在宅等保健師の会の活躍についてでございます。昨年5月に発足しまして、本会が事務局を担っておりますこの在宅等保健師の会、梨花の会でございますけれども、全国に先駆けまして新型コロナウイルス感染症対策に迅速に対応できる支援体制等を整えるとともに、8人の会員が、図の下のほうに活動内容を記載しておりますけれども、相談対応、それから聞き取り調査といった支援を行ってきたところでございます。また、今後こういった取組に対しての人員不足の解消や地域の健康づくりのサポートのために、体制強化に向けて会員の拡大に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

古井事業推進課長 7ページ、エビデンスに基づくデータ分析への取組についてでございます。

事業推進課の古井です。よろしくお願いたします。

それでは、3番、エビデンスに基づくデータ分析への取組についての(1)健康・医療データ分析センターの設置でございます。令和2年10月に施行されます改正国保法において、国保連合会の業務規定が新たに整備されます。国民の保健医療の向上及び福祉の増進、ICTの活用による業務運営の効率化の推進に努めるということが規定されるわけですが、ビッグデータを活用した分析というものが期待をされているところでございます。そして、その取組を推進するために、健康・医療データ分析センターを本会の中に設置をいたしまして、7月9日から運用を始めたところでございます。

健康寿命の延伸につなげる保健活動のために、匿名化したデータを大学などの学術機関等に提供してエビデンスも踏まえた分析を行うことで、皆様方に活用いただけるデータを提供しようとするものでございます。

真ん中に絵を描いておりますが、これがイメージ図になっております。そして、具体的に提供できるものといいますのは、今までどおり定型的なものは今後も引き続き提供させていただきますし、このデータ分析センターでは、皆様方の声を伺って、独自にニーズ対応をさせていただきたいと考えております。本日は、お手元のほうにその中の一つ、「日常生活圏域の健康状況」というものを皆様方のほうにお配りしておりますので、後ほどご覧ください。こちらにつきましては、6月30日にはもう市町村にお渡しをしております。

続きまして、9ページをお願いいたします。健康・医療データ分析体制の構築でございます。データ分析センターの機能をさらに深化させるために、連合会で保有しておりますKDBシステム及びレセプトのデータなどを活用して、鳥取県の特性を生かした独自の分析を目指しております。我々のノウハウだけではなかなかできないもの、医学的判断や将来推計などのデータ分析を導入して、大学などをはじめとする関係機関と連携をしながら、健康・医療データ等共同分析会議というものを設置して今後進めてまいりたいとするものでございます。構成員は以下のとおりでございます。

具体的には、まず手始めに、多くの市町村のほうでデータヘルス計画に取り上げられております基本的な12項目の分析を始めていきたいと考えております。この分析に当たりましては、医療費分析チームと疾病分析チーム、2班に分けて同時並行で進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。がんデータの一元管理と分析でございます。皆様は既にご承知のとおり、鳥取県ではがんの罹患率、死亡率が全国的に高い状態でございます。本年度から、県と健康対策協議会と我々とで共同して、がん登録の情報とレセプトデータを結合、解析することによって見えてくるものを分析していこうとするものでございます。それによって鳥取県のがん対策につなげていこうという取組を今年度から始めさせていただきます。もう間もなく作業のほうに入る予定となっておりますので、報告させていただきます。

続きまして、12ページをお願いいたします。がん検診等の支払業務とデータ管理の一元化の取組でございます。データ分析センターの事業、あとはがんの対策等々につなげるためと、保険者の業務負担の軽減を図ることを目的といたしまして、市町村で行われておりますがん検診の請求支払を我々のほうで受けさせていただこうということが1点、あと、それによって我々のほうで一元的にがんデータを管理して、それを基にレセプトと突合して分析を行い、効果的な保健事業に活かす取組を行おうとしております。各市町村のがん検診の状況がまちまちでございますので、一足飛びにはできないかもしれませんが、我々のほうが音頭を取りまして、少しずつ調整をさせていただいて進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。目指すところは保険者業務の軽減、医療費の適正化への取組でございます。

続きまして、4番、保険者業務の効率化と一体化についてでございます。14ページをお願いいたします。レセプト二次点検の業務ですが、今年度から10町村の委託を受けまして、我々のほうでレセプトの二次点検を開始したところでございます。別途、結核・精神の申請事業を我々のほうで次年度から抱き合わせで安価で提供できる体制を内製化で構築をしようと考えておりますので、また、この詳細につきましてはこの夏以降、担当課のほうから皆様方のほうにご説明を申し上げて、受託に向けて取組を強化してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、15ページ、医師会・保険者と一体となった特定健診受診率向上の取組でございます。この取組は昨年度から開始をしておりますが、今年度も継続して行います。真ん中ほど、取組のところを見ていただければと思いますが、まず、主治医から患者への受診勧奨、これは昨年度からの継続でございます。今年度、特定健診の受診強化の取組といたしまして、主治医から患者への特定健診の実施でございます。特定健診の実施機関になっておられる先生方は、自らの患者さんに積極的に健診を行っていただきたいというものでございます。新たな取組といたしまして、保険者の皆様方から被保険者の方に特定健診の受診勧奨を一生懸命やっておられるわけですが、やはり一定数の住民さん

は健診を受けていただけないということです。その理由の一つといたしまして、医療機関にかかっているから受けないという方がやはり多くおられるという声を伺っております。そこで、治療のための検査データをお持ちの医療機関に協力をいただきまして、みなし健診として請求をしていただくことで、健診の受診率向上の取組を行おうとするものでございます。こちらにつきましては本年度から新規で行うものでございます。鳥取県医師会さんのご協力を得まして、東部、中部におきましては、もう間もなく開始の予定となっております。西部地区におきましては、秋頃を目指して、西部医師会関係の市町村と協議を重ねて、始めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、16ページでございます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施でございます。今年度から始まりましたこの事業ですが、やはりコロナの影響でスタートダッシュが悪いというふうには伺っておりますが、後期高齢のほうに伺いますと、今年度は7市町が実施をされると伺っております。我々のほうもその市町にお手伝いできることはないかということで保険者の声を聞いております。今、具体的な協議にはなっておりませんが、今後お手伝いできることを見つけて、データの解析でありますとか、マンパワーの提供でありますとか、いろんな形で支援をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、17ページ、いきいき健康日本一プロジェクトの展開でございます。このプロジェクトは、昨年からは健康無関心層をターゲットにしてプロジェクトを展開しているところでございます。健康寿命の延伸を目的としておりますが、今年度9月6日にとりぎん文化会館で、このコロナの中ではありますが、三密の回避や感染防止は徹底をし、新型コロナの対策を十分にした上で、このような状況の中でもできるのだという形を示すイベントとして実施したいと考えております。主な内容といたしましては、これは県内初と伺っておりますが、東部1市4町を対象とした集団健診でございます。特定健診や各種がん検診を実施したいと思っております。

また、このコロナで特に高齢者の運動機能が低下している、あるいはフレイルが増えているということも伺っておりますので、外に出ることなく自宅で簡単にできる運動などを体験するコーナーを設置する予定としております。

続きまして、19ページをお願いいたします。予防・健康づくりの推進に向けた広報活動でございます。本会では、今広報に力を入れておりまして、保険者、関係機関のみならず、被保険者に声を届けることを重点に取り組んでいるところでございます。やはり届けたい人に届けたい情報を、様々な媒体がございまして、それらを活用しながら積極的に発信していこうとするものでございます。取組方針はこの表のとおりでございます。

また、昨年度からやっておりますが、今年度も健康づくりの大切さを伝えるけんこう川柳・フォトコンテストを実施して、今作品を募集しております。8月31日を締切りに実施しておりますので、皆様方にも広報を併せてよろしく

お願いいたします。

小倉常務理事 それでは、最後、20ページ、私のほうから説明させていただきます。次期国保総合システムの検討状況についてということでございます。国保連合会の負担金の一番大きなところを占めるこのシステム、令和6年に向けてどういうふうな更改がなされるのかという状況を報告させていただきます。

今月17日に閣議決定されました骨太の方針の中に、支払基金、国保、それぞれのシステム審査基準の統一化、また、システムの整合的かつ効率的な運用の実現というのがしっかりとうたわれたところでございまして、本年度中にその工程表をつくれというのが大きな命題になっています。それを受けて、中央会のほうも基金と相談しながら、今、更改に向けた検討がなされております。整合的かつ効率的、要するに基金システムと同じ機能でかつ低コストなものを創りましょうねということでございますけれども、基金のシステムと国保のシステム、少し状況が違っております。要は、国保のシステムは審査支払のみならず、保険者サービス系がひもづけで各データにひもづいていますので、そのまま基金システムを使うことは可能なかどうか、その辺を中心に検討がなされております。いずれにしても、整合的かつ効率的なシステムにするのだということ、そして、保険者サービス系との連携を担保していくのだと。かつ、今47連合会にサーバーが置いてありますが、これを中央会で一拠点化・クラウド化ができないのか、そういった観点で今検討をしております。

その検討案というのが、中ほどの表でアからキまで8パターンが今検討されているところでございます。そのうち6パターンについては試算がなされておりますけれども、あとの2つ、これがまだこのコロナウイルスの関係で試算ができていない状況にあります。ちなみに、この表の中のウ、まだ試算中のもの、このウのパターンが支払基金をそのまま使った場合の対応案ということでございまして、これが出ないことにはコスト的に有利になるかどうかというのが判断できかねるところであります。

いずれにしても、本会の今後の取組として、クラウド化・一拠点化は、物凄くメリットのあることだというふうに本会では思っております。というのは、うちに設置していますサーバー、一番小さいサーバーを使っていますけれども、フル稼働をしているわけではないです。容量のうちの8割程度が使われている程度で、あとの2割は遊んでいるのです。それが一拠点化になると、その無駄なところは解消される、要するにコスト減につながるという期待を持ってございまして、一拠点化・クラウド化に向けて提言・提案をしていきたいと考えております。

また、どのパターンでいこうということが決まった後も重要だと考えています。要するに、各都道府県の連合会の負担金をどうするかということが、次に待っているところであります。我が連合会としては、負担金の在り方として均等割、件数割というのがどうしても出てくるのですけれども、全て件数割にしてくれというふうな方向で、均等割を少なくする方向で、本連合会のコストが低くなる方向で活動をしてまいりたいと思っております。

いずれにしても、9月末までにはこの8パターンのコストが出てきますので、また追って皆様方にはご報告させていただきたいと考えております。以上です。
議長 ただいま事務局から5件について説明がありました。

このことにつきまして、何か質疑等ございましたらお願いしたいと思います。

小松町長。

小松会員 3つほど質問をさせていただきたいと思いますが、ご意見をお聞きしたいところが1つ目ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響ということで、5ページに件数とそれから費用額というものが出ているのですけれども、やっぱりそうなのかなと思ったのですけれども、件数が2割落ちているという話で、大変だ大変だという話を聞きました。この文章の中にも経営にダメージを受けているという表現があるのですが、実際に費用を見ると、そんなにダメージではないのではないかなと思うところがあります。というのは、こちら辺が本当に改革していく部分ではないかと思うのですけれども、必要に迫られて診療を受けてその医療費がかかるという部分は、これは避けて通れないというか、必要な部分ですけれども、無駄な部分と言ったら失礼ですけれども、ただ行って健診というか、受診して薬をもらうためのというようなこととか、そんなところがあるのではないかなと思ってこの数字を見たのですけれども、実際にこれを入力されていてというか、その辺りはいかがなものかなっていうところをお伺いしたいと思います。

2番目に、健康・医療データ分析センターということであるのですけれども、確かに分析というか集計されたものはいただきました。これは過去、これだけのものがなかったとか、この地域ではこういう疾病が多いですよという集計ではあるのですけれども、分析ってどういうふうにするのだろうかと思うところです。連合会で何を分析してもらおうかと思われているのか。集計だったらビッグデータというので、確かに大きな数字で、統計的な1番、2番という順番はつけられるのですけれども、分析というのは、本来はそれが何かの作業をしてというか、何かの効果を見てどうなのかというような分析だとか、そういうことがあるかと思うのですけど、何かその分析を考えられているのか、あるいは今後考えていかなければいけないと思われているのか、ビッグデータといいながら、AIを使いながらということではあるのですが、過去の数字の集計はできます。ただ、そこで分析というのは非常に、一ひねりというのでしょうか、それはまた、各市町村によって考え方も違ってるところもあるかと思えますけれども、連合会としてどう考えられているのかというのを伺いできたらと思います。

最後に、イベントを9月6日にされますけれども、中に講演会というのがあるのですけど、講演会の中身がもし決まっていたらお教え願いたいと思います。よろしくお伺いいたします。

小倉常務理事 ありがとうございます。

まず、第1点目、5ページのコロナの影響ですけれども、コロナの感染者、

本県では10例が現在までに確認されているところであります。確かに薬をもらいに通院する、そういった傾向は減ってきた結果がこれなのかなという見方もできるのかもしれませんが。その辺はまだ追跡調査をしてみないと分からないとは思っています。それが、今のこの減った状態が適正だとも言えないところもあるのかなと思っていて、今の現段階では、もう少し様子を見てもいいかなと思っているのが現状です。本当に今、感染第二波が来かかっているところというか、大都市にはもう来ているのだと思うのですが、本当に控えられているのか、そうではなくて我慢されて、薬をもらいに行くだけではなくて、行かなければいけないのを我慢されているのか、その辺の分析はまだできていないところです。

それと、2点目の分析センターの件ですけれども、これまでお配りしているのは、現段階で現在のデータで分かる範囲でのものでしかまだお示しできていません。そのために、健康・医療データ分析体制、9ページのほうで、こういう体制を新たに構築して、例えばAIを活用し、今健診でこのような状況が出れば5年後にはこのような可能性になりますよというような保健指導ができるレベル、そういったレベルに上げていきたいというふうに思っています。ですから、センターを立ち上げて、これから本格的に分析に入る、そしてAIの活用、医学的判断の活用の仕方、その辺をこの分析体制の中で研究していきたいというふうに思っています。それには多分に、現場を担当しておられる保険者の皆さんの力なくしてはできないところでございますので、その辺はこの会議の中に入ってください、ディスカッションをさせていただけたらというふうに思っています。

古井事業推進課長 講演会ですが、こちらは鳥取県の健康政策課と鳥取県の腎友会さんの共催で行われます講演会でございます、タイトルですが、「慢性腎臓病の克服を目指して～患者さんと共に立ち向かおう～」となっております。患者さんが重症とならないように、また、まだ腎臓を悪くしておられない方はならないような啓発をやっていこうと、多分に医療費もすごくかかりますので、その辺に着目をしてコラボしているところでございます。

議長 よろしいでしょうか。

小松会員 はい。

議長 そのほかございますでしょうか。

ないようでありますので、事務局からの報告は以上とさせていただきます。

そのほか、会員の皆様から何かございますでしょうか。

鳥取県さん。

平井会員（代理）西尾医療・保険課長 鳥取県です。資料の一番下になっておられると思いますけれども、A4横長の3枚ほどの資料をつけておりますので、ちょっとだけお時間いただいて、ご紹介、情報提供をさせていただきたいと思っております。

今年度の各市町村の保険料税の決定状況ということでまとめましたので紹介させていただきます。1枚目が保険料率でございます。所得割、資産割、均

等割、平等割、それぞれ各市町村からご報告のあったものをまとめております。資産割のところはゼロになっているのはいわゆる3方式の市町村ということです。今年度資産割のない3方式、6市町が増えております。米子市さんと倉吉市さんと八頭町さん、この3つが今年度新たに3方式に移行したというふうに聞いております。

それから、1人当たり調定額の医療分のところですが、1人当たり調定額、最高は日吉津村さんの7万7,000円強、それから最低は南部町さんの4万8,000円強というような結果が出ております。

それから、めくっていただいて2枚目ですね、こちらのほうは料率の、前年度と比べてどのぐらい増減したかということですが、先ほど米子市さんと倉吉市さんと八頭町さん、資産割を廃止したという話をしましたけれども、その影響で三角がかなり大きい数字が立っております。その代わりに他の3方式のところは上がっているというような結果が見てとれます。

それから3枚目、これは1人当たり調定額の年次推移ということで平成27年度からの数字を載せております。27年度から令和2年度の1人当たり調定額、それから前年度と比べてどのぐらい増減しているのかという資料です。27年度から29年度については制度改正前の状況でございます。この辺りですと、前年度対比、ほとんどの市町村が前年度に対してプラス、1人当たり調定額が上がってきているというような状況が見てとれますけれども、平成30年度、制度改正後、こちらのほうは国の3,400億円の効果もありまして、前年度対比、三角が立つ市町村が増えてきているというような状況にあります。その三角の数も実は30年度以降、少しずつ減ってきているのではないかなという状況が見てとれるところでございます。

簡単ですが、以上で報告を終わります。

議長 この件について、何かご質問ございますでしょうか。

会員 なし。

議長 よろしいですか。

そのほか、会員の皆様からございましたら。

会員 なし。

議長 ございませんか。

ないようでありますので、その他報告事項は以上とさせていただきます。

これをもちまして本日の議事は全て終了いたしました。これで議長の任を解かせていただきます。皆様方、ご協力ありがとうございました。（拍手）

山本事務局次長 西垣町長様、ありがとうございました。

山本事務局次長 これをもちまして通常総会を閉会させていただきます。ご多忙のところ、誠にありがとうございました。

午後2時26分、閉会を告げる。

閉 会